

就学援助制度

経済的な理由によって就学困難と認められる児童・生徒の世帯を対象に、学用品費、給食費、修学旅行費など、小中学校の就学に必要な費用の一部を援助する制度があります。

援助を希望する方は、教育委員会学校教育課または学校に用意してある就学援助認定申請書に、必要書類を添えて申請してください。認定に当たっては、家庭の所得額などを審査させていただきます。申請は随時受け付けています。

お問い合わせ 教育委員会学校教育課

TEL 0493-72-1221

FAX 0493-72-7144